# 議案第11号

甲賀市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について 上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

甲賀市附属機関設置条例の一部を改正する条例

(甲賀市附属機関設置条例の一部改正)

第1条 甲賀市附属機関設置条例 (平成25年甲賀市条例第35号) の一部を次のように改正する。

別表の1の表甲賀市国際化推進委員会の項中「甲賀市国際化推進委員会」を「甲賀市多文化共生推進委員会」に、「国際化推進計画の策定」を「多文化共生推進計画の策定及びその推進」に、「1年」を「2年」に改め、同項の次に次のように加える。

甲賀市地域	甲賀市地域情報基	(1) 市民	1 0	1 年
情報基盤の	盤の今後のあり方	(2) 学識経験を有す	人以	
あり方審議	について調査し、審	る者	内	
会	議すること。	(3) その他市長が適		
		当と認める者		

第2条 甲賀市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

別表の1の表甲賀市総合計画審議会の項の次に次のように加える。

甲賀市市民	市民参画の推進及	(1) 市民 15	2年
参画•協働推	び協働による市民	(2) 各種団体等の代 人以	
進検討委員	自治の実現に関し、	表者	
会	必要な事項につい	(3) 学識経験を有す	
	て調査し、審議する	る者	
	こと。	(4) その他市長が適	
		当と認める者	

付 則

この条例中第1条の規定は令和4年4月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

## 議案第11号参考資料

## <第1条関係>

## 甲賀市附属機関設置条例新旧対照表

	改正案					現行				
(設置等	(設置等)			(設置等	等)					
第2条 執	ぬ行機関の附属機関	として、別表に掲げる機関を	を設置し	、その	第2条 幸	ぬ行機関の附属機関	として、別	表に掲げる機関を	設置し、	その
担任する	事務並びに委員の	構成、委員数及び委員の任其	期は、同	]表に定	担任する	担任する事務並びに委員の構成、委員数及び委員の任期は、同表に定				
めるとお	<b>うりとする</b> 。				めるとお	<b>おりとする。</b>				
$2\sim4$	(略)				$2\sim4$	(略)				
別表(第2	2条関係)				別表(第2	2条関係)				
1 市長	1 市長の附属機関			1 市長	長の附属機関					
名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の	名称	担任する事務	委	員の構成	委員数	委員の
				任期					f	<b>壬期</b>
		(略)				T	(略)			
甲賀市多	多文化共生推進計	(1) 市民	10人	2年	甲賀市国	国際化 推進計	(1) 市	民	10人	1年
文化共生	画の策定 <u>及びその</u>	(2) 各種団体等の代表者	以内		際化	画の策定	(2) 各科	種団体等の代表者	以内	
推進委員	推進について調査	(3) その他市長が適当と			推進委員	について調査	(3) そ	の他市長が適当と		
会	し、審議すること。	認める者			会	し、審議すること。	認める者	•		
甲賀市地	甲賀市地域情報基	<del></del>	10人	1年						
域情報基	盤の今後のあり方									
盤のあり	について調査し、	(3) その他市長が適当と								
方審議会 審議すること。 認める者										
(略)					(略)					
2及び3	8 (略)				2及び3	3 (略)				

### 甲賀市附属機関設置条例新旧対照表

	改正案					玛	見行		
(設置等	(設置等)				(設置等	等)			
第2条 载	執行機関の附属機関として	、別表に掲げる機関を	を設置し	、その	第2条 幸	執行機関の附属機関として	、別表に掲げる機関を	設置し	、その
担任する	5事務並びに委員の構成、	委員数及び委員の任期	別は、同	表に定	担任する	る事務並びに委員の構成、	委員数及び委員の任期	は、同	表に定
めるとお	うりとする。				めるとは	おりとする。			
$2\sim4$	(略)				$2\sim4$	(略)			
別表(第2	2条関係)				別表(第:	2条関係)			
1 市長	その 附属機関				1 市县	長の附属機関			
名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の	名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の
				任期					任期
甲賀市総	総合計画の策定及びその	(1) 市民	20人	2年	甲賀市総	総合計画の策定及びその	(1) 市民	20人	2年
合計画審	推進に関する事項につい	(2) 学識経験を有	以内		合計画審	推進に関する事項につい	(2) 学識経験を有	以内	
議会	て調査し、審議すること。	する者			議会	て調査し、審議すること。	する者		
		(3) その他市長が					(3) その他市長が		
		適当と認める者					適当と認める者		
甲賀市市	市民参画の推進及び協働	(1) 市民	15人	2年					
民参画・協	による市民自治の実現に	(2) 各種団体等の	以内						
働推進検	関し、必要な事項につい	代表者							
討委員会	て調査し、審議すること。	(3) <u>学識経験を有</u>	-						
		<u>する者</u>							
(4) その他市長が									
適当と認める者									
	H)	洛)				(1	略)		

<u>付 則</u>

2及び3 (略)

この条例中第1条の規定は令和4年4月1日から、第2条の規定は同年 10月1日から施行する。 2及び3 (略)

# 議案第12号

甲賀市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について 上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

甲賀市個人情報保護条例の一部を改正する条例

甲賀市個人情報保護条例(平成16年甲賀市条例第16号)の一部を次のように 改正する。

第2条第2号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年 法律第58号)第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律 第57号)第2条第2項」に改め、同条第7号中「独立行政法人等の保有する個人 情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項」を「個人情報 の保護に関する法律第2条第9項」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 議案第12号参考資料

## 甲賀市個人情報保護条例新旧対照表

改正案	現行
(定義)	(定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号
に定めるところによる。	に定めるところによる。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 個人識別符号 個人情報の保護に関する法律(平成15年法	(2) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する
<u>律第57号) 第2条第2項</u> に規定する個人識別	<u>法律(平成15年法律第58号)第2条第3項</u> に規定する個人識別
符号をいう。	符号をいう。
(3) ~ (6) (略)	(3) ~ (6) (略)
(7) 独立行政法人等 個人情報の保護に関する法律第2条第9項	(7) 独立行政法人等 独立行政法人等の保有する個人情報の保護
に規定する	に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する
独立行政法人等をいう。	独立行政法人等をいう。
(8) ~ (14) (略)	(8) ~ (14) (略)
<u>付 則</u>	
この条例は、令和4年4月1日から施行する。	

# 議案第13号

甲賀市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

甲賀市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

甲賀市職員の育児休業等に関する条例(平成16年甲賀市条例第27号)の一部 を次のように改正する。

第2条第3号ア(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に」に改め、同号ア中(イ)を同号(ア)とし、(ウ)を(イ)とする。

第19条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務を している」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をして いる職員
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。)

第23条を第25条とし、第22条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

- 第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。
- 2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員 が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

- 第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、 次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
  - (2) 育児休業に関する相談体制の整備
  - (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置 付 則
  - この条例は、令和4年4月1日から施行する。

#### 甲賀市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

	に関する余例新印列照衣
改正案	現行
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)
第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職	第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職
員とする。	員とする。
(1)及び(2) (略)	(1)及び(2) (略)
(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員	(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員
ア 次のいずれにも該当する非常勤職員	ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
	_(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に
	引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
<u>(ア)</u> その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子	<u>(イ)</u> その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子
をいう。以下同じ。)が1歳6月に達する日(以下「1歳6月	をいう。以下同じ。)が1歳6月に達する日(以下「1歳6月
到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっ	到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっ
ては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される	ては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される
場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び <u>引き続い</u>	場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び <u>特定職に</u>
て任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用	<u>引き続き</u> 採用
されないことが明らかでない非常勤職員	されないことが明らかでない非常勤職員
(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員	<u>(ウ)</u> 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員
イ及びウ (略)	イ及びウ (略)
(部分休業をすることができない職員)	(部分休業をすることができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、<u>次に掲げる</u> 員とする。

- (1) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間 勤務をしている職員
- (2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。)</u>

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

- 第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその 配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出 たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を 知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確 認するための面談その他の措置を講じなければならない。
- 2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

- 第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるように するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
  - (2) 育児休業に関する相談体制の整備

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、<u>育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている</u>職員とする。

 (3)
 その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置
 (委任)

 (委任)
 第25条 (略)
 第23条 (略)

 付則
 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

# 議案第14号

甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て

上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例 甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例(平成16年甲賀市条例第32号) の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

付則に次の1項を加える。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

11 令和4年6月に支給する議員の期末手当の額は、この条例による改正後の第 5条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額(以下 この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手 当の額に167.5分の10を乗じて得た額(以下この項において「調整額」と いう。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるとき は、期末手当は、支給しない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第14号参考資料

## 甲賀市議会の議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(期末手当)	(期末手当)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 期末手当の額は、一般職の職員の例によるものとする。ただし、期	2 期末手当の額は、一般職の職員の例によるものとする。ただし、期
末手当の額の算定に当たっては、甲賀市職員の給与に関する条例(平	末手当の額の算定に当たっては、甲賀市職員の給与に関する条例(平
成16年甲賀市条例第38号)第21条第2項中「100分の120	成16年甲賀市条例第38号)第21条第2項中「100分の127.
」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とし、同条第4項の期末手	$\underline{5}$ 」とあるのは「 $\underline{1}$ 00分の $\underline{1}$ 67. $\underline{5}$ 」とし、同条第 $\underline{4}$ 項の期末手
当基礎額は、議員報酬月額及びその議員報酬の月額に100分の20	当基礎額は、議員報酬月額及びその議員報酬の月額に100分の20
を乗じて得た額を加算した額とする。	を乗じて得た額を加算した額とする。
付則	付 則
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)	
11 令和4年6月に支給する議員の期末手当の額は、この条例による改	
正後の第5条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期	
末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年	
12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額	
(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場	
合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しな	
<u>\\'\</u>	
<u>付 則</u>	
この条例は、公布の日から施行する。	

## 議案第15号

甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例及び甲賀市教育委員会教育長の給与等 に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例及び甲賀市教育委員会教育 長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例(平成16年甲賀市条例第35 号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

付則に次の1項を加える。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

43 令和4年6月に支給する市長等の期末手当の額は、この条例による改正後の第4条の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(甲賀市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 甲賀市教育委員会教育長の給与等に関する条例 (平成16年甲賀市条例第37号) の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

17 令和4年6月に支給する教育長の期末手当の額は、第4条の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 議案第15号参考資料

#### <第1条関係>

#### 甲賀市特別職の職員の給与等に関する条例新旧対照表

現行 改正案 (給与の額) (給与の額) 第4条 第2条に掲げる給料以外の給与の額については、一般職に属す 第4条 第2条に掲げる給料以外の給与の額については、一般職に属す る職員の例(以下「一般職の職員の例」という。)によるものとする。 る職員の例(以下「一般職の職員の例」という。)によるものとする。 ただし、期末手当の額の算定に当たっては、甲賀市職員の給与に関す ただし、期末手当の額の算定に当たっては、甲賀市職員の給与に関す る条例(平成16年甲賀市条例第38号)第21条第2項中「100 る条例(平成16年甲賀市条例第38号)第21条第2項中「100 分の120 | とあるのは「100分の162.5|とし、同条第 分の127.5|とあるのは「100分の167.5|とし、同条第 4項の期末手当基礎額は、給料の月額及びその給料の月額に100分 4項の期末手当基礎額は、給料の月額及びその給料の月額に100分 の20を乗じて得た額を加算した額とする。 の20を乗じて得た額を加算した額とする。 付 則 付 則 (令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置) 43 令和4年6月に支給する市長等の期末手当の額は、この条例による 改正後の第4条の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手 当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12 月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額(以 下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合に

おいて、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

### <第2条関係>

### 甲賀市教育委員会教育長の給与等に関する条例新旧対照表

	1 1 1 (CM ) 0 A D M (CM )
改正案	現行
付 則	付 則
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)	
17 令和4年6月に支給する教育長の期末手当の額は、第4条の規定に	
かかわらず、この規定により算定される期末手当の額(以下この項にお	
いて「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当	
の額に167.5分の10を乗じて得た額(以下この項において「調整	
額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額	
以上となるときは、期末手当は、支給しない。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第16号

甲賀市職員の給与に関する条例及び甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

甲賀市職員の給与に関する条例及び甲賀市一般職の任期付職員の採用 等に関する条例の一部を改正する条例

(甲賀市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 甲賀市職員の給与に関する条例(平成16年甲賀市条例第38号)の一部 を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の127.5」を「100分の120(甲賀市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年甲賀市条例第39号)第19条の規定により保育士等臨時手当の支給を受けている職員(以下この条において「保育士等臨時手当支給職員」という。)にあっては、100分の127.5)」に、「100分の107.5」を「100分の107.5)」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の127.5」を「100分の120(保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の127.5)」に、「100分の72.5」を「100分の67.5(保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の72.5)」に、「100分の107.5」を「100分の100(保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の107.5)」に、「100分の62.5)」に、「100分の57.5(保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の62.5)」に改める。

(甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成31年甲賀市条例 第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「10 0分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の甲賀市職員の給与に関する条例(第1号イにおいて「新給与条例」という。)第21条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに甲賀市職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第21

条第4項から第6項まで(甲賀市職員の育児休業等に関する条例(平成16年甲賀市条例第27号)第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第27条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は甲賀市職員の公益法人等への派遣等に関する条例(平成16年甲賀市条例第19号)第4条及び第7条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1月以内に退職した者にあっては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4 第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に より採用された職員。以下「再任用職員」という。)以外の職員 次に掲げる 職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

- イ 新給与条例第21条第2項に規定する特定管理職員(次号イにおいて「特定管理職員」という。) 107.5分の15
- (2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合 ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10
- イ 特定管理職員 62.5分の10

(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 議案第16号参考資料

#### <第1条関係>

#### 甲賀市職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案 現行 (期末手当) (期末手当) 第21条 (略) 第21条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120(甲賀市職 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5 員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年甲賀市条例第39号)第 19条の規定により保育士等臨時手当の支給を受けている職員(以下 この条において「保育士等臨時手当支給職員」という。)にあっては、 100分の127.5)を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受け を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受け る職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料 る職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料 表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれ 表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれ に相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第 に相当するもの(これらの職員のうち、規則で定める職員に限る。第 22条及び付則第17項において「特定管理職員」という。) にあっ 22条及び付則第17項において「特定管理職員」という。) にあっ ては、100分の100(保育士等臨時手当支給職員にあっては、1 ては、100分の107.5 00分の107.5)を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の 期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該 期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該 各号に定める割合を乗じて得た額とする。 各号に定める割合を乗じて得た額とする。  $(1) \sim (4)$  (略)  $(1) \sim (4)$  (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100 │ 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100

分の120(保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の127.5)」とあるのは「100分の67.5 (保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の72.5)」と、「100分の100 (保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の107.5)」とあるのは「100分の57.5 (保育士等臨時手当支給職員にあっては、100分の62.5)」とする。

分の127.5	
」とあるのは「100分の72.5	
」と、「 <u>10</u>	0分の107.
5	」とあ
るのは「100分の62.5	
」とする。	
$4 \sim 6$ (BS)	

#### <第2条関係>

 $4 \sim 6$  (略)

#### 甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第8条 (略)	第8条 (略)
2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項及び第21条	2 特定任期付職員に対する給与条例第20条の2第1項及び第21条
第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項中「管	第2項の規定の適用については、給与条例第20条の2第1項中「管
理職員が」とあるのは「甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する	理職員が」とあるのは「甲賀市一般職の任期付職員の採用等に関する
条例(平成31年甲賀市条例第1号)第2条第1項の規定により任期	条例(平成31年甲賀市条例第1号)第2条第1項の規定により任期
を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)が」と、	を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)が」と、
「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第	「当該管理職員」とあるのは「当該特定任期付職員」と、給与条例第
21条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の1	21条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の1</u>
<u>62.5</u> 」と読み替えるものする。	<u>67.5</u> 」と読み替えるものする。
3 (略)	3 (略)

#### 付 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。 (令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正 後の甲賀市職員の給与に関する条例(第1号イにおいて「新給与条例」 という。) 第21条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用 する場合を含む。) 並びに甲賀市職員の給与に関する条例(以下この 項において「給与条例」という。) 第21条第4項から第6項まで(甲 賀市職員の育児休業等に関する条例(平成16年甲賀市条例第27号) 第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。) 若しくは第 27条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は甲賀市職員 の公益法人等への派遣等に関する条例(平成16年甲賀市条例第19 号) 第4条及び第7条の規定にかかわらず、これらの規定により算定 される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、 令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1月 以内に退職した者にあっては、当該退職をした日)における次の各号 に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項におい て同じ。) の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得 た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。 この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、 支給しない。
  - (1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第

- 28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若し くは第2項の規定により採用された職員。以下「再任用職員」という。) 以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
- <u>ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15</u>
- <u>イ</u> 新給与条例第21条第2項に規定する特定管理職員(次号イにおいて「特定管理職員」という。) 107.5分の15
- (2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
- ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10
- イ 特定管理職員 62.5分の10

(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規 則で定める。

# 議案第17号

甲賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について 上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

甲賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

甲賀市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年甲賀市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(17) 保育士等臨時手当

第19条を第20条とし、第18条の次に次の1条を加える。

(保育士等臨時手当)

第19条 保育園及び幼稚園に勤務する職員に、その者の勤務日数又は勤務時間に 応じて1月当たり9,000円の範囲内で市長が別に定める額を保育士等臨時手 当として支給する。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

## 議案第17号参考資料

### 甲賀市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

	1に関する未内利に内にな
改正案	現行
(特殊勤務手当の種類)	(特殊勤務手当の種類)
第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。	第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。
(1) ~ (16) (略)	(1) ~ (16) (略)
(17) 保育士等臨時手当	
(保育士等臨時手当)	
第19条 保育園及び幼稚園に勤務する職員に、その者の勤務日数又は	
勤務時間に応じて1月当たり9,000円の範囲内で市長が別に定め	
る額を保育士等臨時手当として支給する。	
(委任)	(委任)
<u>第20条</u> (略)	<u>第19条</u> (略)
付 則	
この条例は、公布の日から施行し、令和4年2月1日から適用する。	

# 議案第18号

甲賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

甲賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

甲賀市国民健康保険税条例(平成16年甲賀市条例第46号)の一部を次のよう に改正する。

第3条の見出し及び第5条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。 第5条の2の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「第 23条」を「第23条第1項」に改める。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第23条中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3 月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における 当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属す る未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するも のとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該 被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定め る額を減額して得た額とする。
  - (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲 げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
    - ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,540円
    - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,900円
    - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,440円
    - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,800円
  - (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
    - ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,125円

- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,875円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,000円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,750円

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に改め、「次号及び第3号において同じ。)」の次に「及び」を加える。

付則第4項中「第23条」を「第23条第1項」に、「法第703条の5」を「法 第703条の5第1項」に改める。

付則第5項、第6項及び第8項から第10項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

付則第11項中「第23条」を「第23条第1項」に、「「法第314条の2第 2項中」を「「法第314条の2第2項」と、同条第2項中」に改める。

付則第12項から第15項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の甲賀市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後 の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度以前の年度分の国民健康 保険税については、なお従前の例による。

### 甲賀市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現行
(国民健康保険の被保険者に係る <u>基礎課税額の</u> 所得割額)	(国民健康保険の被保険者に係る
第3条 (略)	第3条 (略)
(国民健康保険の被保険者に係る <u>基礎課税額の</u> 被保険者均等割額)	(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)
第5条 (略)	第5条 (略)
(国民健康保険の被保険者に係る <u>基礎課税額の</u> 世帯別平等割額)	(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)
第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の	第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の
区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。	区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号	(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号
の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失	の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失
した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同	した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同
じ。) と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属	じ。) と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属
する月(以下この号において「特定月」という。) 以後5年を経過す	する月(以下この号において「特定月」という。) 以後5年を経過す
る月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限	る月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限
る。) をいう。次号、第7条の3及び <u>第23条第1項</u> において同じ。)	る。)をいう。次号、第7条の3及び <u>第23条</u> において同じ。)
及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険	及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険
者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特	者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特
定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保	定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保
険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び <u>第23</u>	険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び <u>第23</u>

条第1項において同じ。)以外の世帯20,000円

(2) 及び(3)

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割 額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、

基礎控除後の総所得金額等に100分の2.4を乗じて算定する。 (納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、そ│第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、そ の発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額 (第23条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健 康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

 $2 \sim 9$  (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に 対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額 からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が6 3万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者 支援金等課税額からウ及び工に掲げる額を減額して得た額(当該減額 して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合 算額とする。

条 において同じ。)以外の世帯20,000円

(2) 及び(3) (略)

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割 貊)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に 係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.4を乗じて算定する。 (納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

の発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額 (第23条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健 康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

 $2 \sim 9$  (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に 対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額 からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が6 3万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者 支援金等課税額からウ及び工に掲げる額を減額して得た額(当該減額 して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合 算額とする。

- (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得 金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国 民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有 する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に 係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定す る給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を 受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超 える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的 年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に 規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的 年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額 の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等 の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあ っては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。) をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条に おいて「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、 43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗 じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者
- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 16,520円
- イ <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (1) 法第703条の5 に規定する総所得金額及び山林所得 金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国 民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有 する者(前年中に法第703条の5 に規定する総所得金額に 係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定す る給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を 受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超 える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的 年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5 に 規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的 年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額 の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等 の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあ っては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。) をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条に おいて「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、 43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗 じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者
- ア 国民健康保険の被保険者に係る 被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 16,520円
- イ <u>国民健康保険の被保険者に係る</u> 世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(r) ~  $(\dot{p})$  (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被 保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除 く。) 1人について 5.250円

エ~カ (略)

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 11,800円
- イ <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)~(ウ) (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被 保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除 く。)1人について 3,750円

エ~カ (略)

(ア)~(ウ) (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被 保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除 く。) 1人について 5,250円

エ~カ (略)

- (2) 法第703条の5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)
- ア 国民健康保険の被保険者に係る 被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 11,800円
- イ <u>国民健康保険の被保険者に係る</u> 世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(r) ~  $(\dot{p})$  (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被 保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除 く。) 1人について 3,750円

エ~カ (略)

- (3) <u>法第703条の5第1項</u>に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
- ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,720円
- イ <u>国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額</u> 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)~(ウ) (略)

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被 保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除 く。) 1人について 1,500円

エ~カ (略)

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後 の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。) がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額 (当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均 等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、そ

- (3) 法第703条の5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
- ア 国民健康保険の被保険者に係る 被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,720円
- イ 国民健康保険の被保険者に係る 世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア)~(ウ) (略)
- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被 保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除 く。) 1人について 1,500円

エ~カ (略)

- の減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。
- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
  - ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,540円
  - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,900円
  - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,440円
  - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,800円
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の 被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学 児1人について次に定める額
- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,125円
- <u>イ</u> 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,875円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,000円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,750円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯 に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例 対象被保険者等である場合における第3条及び前条第1項の規定の適 (特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯 に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例 対象被保険者等である場合における第3条及び前条 の規定の適 用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

付 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものと

用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」」とする。

付 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条 の規定の適用については、同条中「法第703条の5 に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5 に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものと

する。) 及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」 とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合にお ける第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用について は、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあ るのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期 譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条 の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第 する。) 及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」 とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

5 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条 の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合にお ける第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u>の規定の適用について は、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあ るのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期 譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条 の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第 34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡 所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1 項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡 所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条 \_\_\_の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条 \_\_\_\_中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る 譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条</u> 第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に 規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び<u>第23条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定 同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る 譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条 の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に 規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条 の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する

額」とする。

先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子

先物取引に係る雑所得等の金額」と、<u>第23条</u> 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条 の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項中 「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子

所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12

所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び維所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条 の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条 中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条 の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12

条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所

条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第23条 において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条 中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所

得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特 定同一世帯所属者が和税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に 規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する 場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用 については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得 税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第 46号。以下「租税条約等実施特例法」という。) 第3条の2の2第1 2項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第 2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得 金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する 条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」 とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の 2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中 「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等 実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額し する。

得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条 中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特 定同一世帯所属者が和税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に 規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する 場合における第3条、第6条、第8条及び第23条 の規定の適用 については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得 税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第 46号。以下「租税条約等実施特例法」という。) 第3条の2の2第1 2項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第 2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得 金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する 条約適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」 とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の 2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条 「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等 実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の甲賀市国民健康保険税条例の規定は、令和 4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度以 前の年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

# 議案第19号

甲賀市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について 上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

甲賀市福祉医療費助成条例(平成16年甲賀市条例第90号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「、小中学生」を削り、同項中第1号を削り、第2号を第1号と し、第3号を第2号とする。

第7条第1項中「第3条第2項第2号」を「第3条第2項第1号」に改め、同条 第2項中「第3条第2項第3号」を「第3条第2項第2号」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の助成については、改正 後の甲賀市福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 議案第19号参考資料

### 甲賀市福祉医療費助成条例新旧対照表

改正案	現行
(助成の範囲)	(助成の範囲)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、ひとり暮らし高齢寡婦及び第	2 前項の規定にかかわらず、小中学生、ひとり暮らし高齢寡婦及び第
2条第3号オに規定する者(以下「障害3級該当者」という。)に係	2条第3号オに規定する者(以下「障害3級該当者」という。)に係
る医療費の助成は、次に掲げるところによるものとする。	る医療費の助成は、次に掲げるところによるものとする。
	<u>(1)</u> 小中学生に係る医療費のうち、入院に係る医療に要する費用
	の額及び12歳に達する日以後最初の3月31日を経過していない
	者の通院に係る医療に要する費用の額については、前項の規定によ
	り算出した額を福祉医療費として助成し、12歳に達する日以後最
	初の3月31日を経過している者の通院に係る医療に要する費用の
	額については、助成対象者の属する世帯の世帯主及び世帯員のいず
	れもが、前年の所得(1月から7月までの間に受けた医療に係る福
	<u> 祉医療費については前々年の所得)に係る地方税法(昭和25年法</u>
	<u> 律第226号)の規定による市町村民税を課せられていない場合又</u>
	は市町村民税の均等割のみが課せられている場合に、前項の規定に
	より算出した額を福祉医療費として助成する。
(1)(略)	(2)(略)
	_(3)_ (略)

#### $3 \sim 5$ (略)

(自己負担金等の支払)

- 第7条 前条第1項に規定する方法により福祉医療費の助成を受ける<u>第</u>3条第2項第1号に規定するひとり暮らし高齢寡婦については、一部負担金相当額等を保険医療機関等に支払うものとする。
- 2 前条第1項に規定する方法により福祉医療費の助成を受ける<u>第3条</u> 第2項第2号に規定する障害3級該当者については、自己負担金を保 険医療機関等に支払うものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の目前に受けた医療に係る福祉医療費の助成については、改正後の甲賀市福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお 従前の例による。

#### $3 \sim 5$ (略)

(自己負担金等の支払)

- 第7条 前条第1項に規定する方法により福祉医療費の助成を受ける<u>第</u> 3条第2項第2号に規定するひとり暮らし高齢寡婦については、一部 負担金相当額等を保険医療機関等に支払うものとする。
- 2 前条第1項に規定する方法により福祉医療費の助成を受ける<u>第3条</u> 第2項第3号に規定する障害3級該当者については、自己負担金を保 険医療機関等に支払うものとする。

# 議案第20号

甲賀市消防団条例の一部を改正する条例の制定について 上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市消防団条例の一部を改正する条例

甲賀市消防団条例(平成16年甲賀市条例第179号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「基本団員」を「団員」に、「別表第1に定める額」を「年額報酬及び出動報酬」に改め、同条第2項中「前項に規定する報酬は、」を「基本団員には、年額報酬として別表第1で定める額を」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 基本団員が水火災等及び訓練のために出動したとき若しくは公務により研修会等に出席したとき又は支援団員が水火災等及び訓練のために出動したときは、出動報酬として別表第2で定める額を支給する。

第15条第1項を次のように改める。

団員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

第15条第2項中「前項に規定するもののほか、団員が、公務のため旅行したときは」を「旅費の額及びその支給方法については」に、「例により支給する」を「例による」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第14条関係)

年額報酬		
区分	金額 (円)	
団長	82,500	
副団長	69,000	
方面隊長・隊長		
副隊長	50, 500	
分団長		
副分団長	45,500	
部長	37,000	
班長	37,000	
団員(支援団員を除く。)	36,500	

別表第2 (第14条関係)

出動報酬		
	区分	金額(1回につき)(円)
出動	水火災等(4時間未満)	4, 000
	水火災等(4時間以上)	8,000
	訓練	2, 500
公務	研修会等	2,000

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

#### 甲賀市消防団条例新旧対照表

改正案		現行		
(幸段西州)		(報酬)		
第14条 団員 の報酬は、4	年額報酬及び出動報酬とする。	第14条 <u>基本団員</u> の報酬は、 <u>別表第1に定める額</u> とする。		
2 基本団員には、年額報酬と	して別表第1で定める額を毎年12月に	2 前項に規定する報酬は、	毎年12月に	
支給する。ただし、特に必要だ	があるときは、この限りでない。	支給する。ただし、特に必要	があるときは、この限りでない。	
3 基本団員が水火災等及び訓練	錬のために出動したとき若しくは公務に	3 支援団員には、報酬を支給	しないものとする。_	
より研修会等に出席したとき	又は支援団員が水火災等及び訓練のため			
に出動したときは、出動報酬	として別表第2で定める額を支給する。			
(費用弁償)		(費用弁償)		
第15条 団員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支		第15条 基本団員が水火災等及び訓練のために出動したとき、若しく		
<u>給する。</u>		は公務により研修会等に出席	したとき、又は支援団員が水火災等及び	
		訓練のために出動したときは	、別表第2に定める額を費用弁償として	
		支給する。		
2 旅費の額及びその支給方法については 、		2 前項に規定するもののほか、団員が、公務のため旅行したときは、		
甲賀市職員の旅費に関する条例(平成16年甲賀市条例第41号)の		甲賀市職員の旅費に関する条例(平成16年甲賀市条例第41号)の		
例による。		例により支給する。		
別表第1 (第14条関係)		別表第1(第14条関係)		
	年額報酬			
区分	金額(円)	区分	報酬年額(円)	

団長	82, 50
副団長	<u>69,00</u>
方面隊長・隊長	
副隊長	50, 50
分団長	
副分団長	45, 50
部長	37,00
班長	37,00
団員(支援団員を除く。)	36, 50

	64,000
方面隊長・隊長	
副隊長	50, 500
分団長	
副分団長	45,500
部長	37,000
班長	37,000
団員(支援団員を除く。)	36,000

### 別表第2(<u>第14条関係</u>)

<u>出動報酬</u>			
	区分	金額(1回につき)	(円)
出動	水火災等 (4時間未		4,000
	満)		
	水火災等(4時間以		8,000
	<u>L)</u>		
	訓練		<u>2, 500</u>
公務	研修会等		2,000

別表第2 (第15条関係)

費用弁償				
	区分	金額(1回につき)	(円)	
出動	水火災等		1,	900
	訓練		1,	600
公務	研修会等		1,	600

## 付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

# 議案第21号

甲賀市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について 上記の議案を提出する。

令和4年2月17日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

甲賀市消防団員等公務災害補償条例(平成16年甲賀市条例第181号)の一部 を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害 補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の 例により担保に供することができる。

### 議案第21号参考資料

### 甲賀市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

改正案	現行
(損害補償を受ける権利)	(損害補償を受ける権利)
第3条 (略)	第3条 (略)
2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえ	2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえ
ることはできない。	ることはできない。ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若
	しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振
	興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。
<u>付 則</u>	
(施行期日)	
1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。	
(経過措置)	
2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金	
である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日	
以後も、なお従前の例により担保に供することができる。	